

思いやり つながりあって 自分らしく生きる^{ま ち}都市岡崎

第5次岡崎市障がい者基本計画（中間見直し）

第7期岡崎市障がい福祉計画・

第3期岡崎市障がい児福祉計画

概要版



「キレイだったね！岡崎の花火！！」石原 康裕

令和6年3月

I 計画の概要

- この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく障がい者計画（第5次岡崎市障がい者基本計画）と障害者総合支援法第88条に基づく障がい福祉計画（第7期岡崎市障がい福祉計画）、児童福祉法第33条の20に基づく障がい児福祉計画（第3期岡崎市障がい児福祉計画）を合わせたものです。
- 「第5次岡崎市障がい者基本計画」は、国の障害者基本計画や愛知県の障害者計画を踏まえつつ、岡崎市における障がい者施策の基本的な指針を示すもので、「岡崎市総合計画」をはじめ、「健康おかざき21計画」など関連計画と整合を図りつつ、推進し、計画期間中に中間見直しを行うものです。
- 「第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画」は、国の基本指針を踏まえ、岡崎市における障がい福祉サービス等の見込量とその確保策などを示すもので、「第5次岡崎市障がい者基本計画」の福祉サービス分野における実施計画としての性格を有するものです。
- この計画における障がい者とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病患者等で、障がい児を含みます。
- この計画は、福祉のみならず、まちづくり全般にわたる計画です。その推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が不可欠なため、岡崎市民のすべてを対象とします。

2 計画の期間

- 「第5次岡崎市障がい者基本計画」の期間は、障がい者施策を中長期に見据え、**令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間**としており、**このたび中間見直しを実施**しました。
- 「第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画」の期間は、国の基本指針に基づき、**令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間**となります。

3 基本理念

- 障害者権利条約などの理念にあるように、すべての人は、平等であり、障がいのあるなしにかかわらず、個人として等しく尊重されるべきです。
- 障害者差別解消法をはじめ、障害者基本法や障害者総合支援法等でも、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が目的とされています。
- 岡崎市では、国際連合による障害者権利条約の採択以前に策定した第2次障がい者基本計画において、
 - ①「ノーマライゼーション」（「連帯」＝「思いやる」）
 - ②「インクルージョン」（「社会的包摂」＝「つながりあう」）
 - ③「リハビリテーション」（「復権」＝「自分らしく生きる」）を掲げて以降、これら3つの理念に基づき障がい者施策の推進を図ってきました。
- この計画においても、これらの3つの理念のもと掲げてきた基本理念を継承し、障がいの有無にかかわらず、誰もがともに生き、ともに安心して暮らす社会をめざして障がい者施策の一層の推進を図っていきます。

思いやり つながりあって 自分らしく生きる都市（まち）岡崎

4 第5次岡崎市障がい者基本計画

基本理念の「思いやる」「つながりあう」「自分らしく生きる」ためのまちづくりに向け、次の3つの基本目標と27の施策を定め、障がい者施策の一層の推進を図ります。

● 基本目標Ⅰ ともに「思いやり」とともに生きるまちづくり

障がい者が、地域社会を形成するひとりの市民として日常生活や社会生活を送るためには、障がいの有無にかかわらず、地域社会の主体として活動できるような環境づくりを進めていく必要があります。

💡 重点施策

「障がい者への理解の啓発と配慮の促進」

☑ 重点施策に関する成果指標

指 標	現状（令和元年度）	目標（令和8年度）
差別を感じたことのある障がい者の割合 ※1	障がい者 33.1% 障がい児 66.6%	障がい者 30.0%以下 障がい児 60.0%以下
障がい者に対して手助け等したことのある人の割合 ※2	74.8%	80.0%以上

※1 障がい者を対象に実施するアンケート調査において、差別を感じたことがあると回答した人の割合で、令和元年度のアンケート調査結果からの減少をめざします。

※2 市民を対象に実施するアンケート調査において、障がい者への声かけや手助けなどをしたことがあると回答した人の割合で、令和元年度のアンケート調査結果からの向上をめざします。

📋 施策と主な取り組み

＊は新たに追加等した項目

施 策	主な取り組み
(1) 市民の福祉意識の向上	
施策1 理解の啓発と配慮の促進	障がい者理解・配慮の促進、交流イベントの実施等
施策2 福祉教育の推進	学校等における福祉教育の推進
施策3 障がい者団体への支援	障がい者団体の活動支援、広聴活動の実施
(2) 快適な生活空間の確保	
施策4 情報の取得と活用、意思疎通支援の推進＊	手話言語と障がい者のコミュニケーションに関する条例の普及＊、読書のバリアフリー化の推進＊等
施策5 障がい者にやさしい公共空間の確保	公共施設等のバリアフリー化の推進
施策6 移動手段の確保	交通バリアフリー化の推進、外出支援施策の実施
施策7 住宅環境の整備	住まいのバリアフリー化の推進

● 基本目標Ⅱ 互いに「つながりあい」支えあうまちづくり

障がい者が、地域社会を形成するひとりの市民として社会生活を送るためには、障がい児の療育・教育の段階から、さまざまな機会や交流を通じ、障がいの有無にかかわらず、互いに支えあい活動できるような環境づくりを進めていく必要があります。

💡 重点施策

「障がい児支援の充実」

☑ 重点施策に関する成果指標

指 標	現状（令和元年度）	目標（令和8年度）
未就学の障がい児の個別的教育支援計画（みどりのファイル）の利用率 ※1	30.7%	55.0%以上
働きたいと思う障がい者の割合 ※2	30.2%	33.0%以上

※1 障がい児を対象に実施するアンケート調査において、個別的教育支援計画（みどりのファイル）をすでに利用していると回答した6歳以下の児童の割合で、令和元年度のアンケート調査結果からの向上をめざします。

※2 障がい者を対象に実施するアンケート調査において、働きたいと回答した人の割合です。障がい児支援の充実を図ることにより、将来的に働きたいと思う障がい者の割合の向上をめざします。

☞ 施策と主な取り組み

施 策	主な取り組み
(3) 子どもの力の育成	
施策 8 乳幼児期の適切な保健・療育の確保	発達に心配のある子の早期支援システムの運用等
施策 9 就学前教育・保育、放課後対策の充実	障がい児福祉計画の推進
施策 10 学校教育の充実	インクルーシブ教育システムの構築等
施策 11 特別支援教育推進体制の確立	特別支援教育の推進等
(4) 社会参加の促進	
施策 12 スポーツの推進	障がい者スポーツの推進
施策 13 文化芸術活動の推進	障がい者の文化芸術活動の推進
施策 14 まちづくり活動への参画の促進	障がい者の社会貢献活動の推進
(5) いきいきと働ける仕組みづくり	
施策 15 一般就労の促進	障がい者雇用の促進等
施策 16 福祉的就労の充実	障がい福祉計画（就労系）の推進等
施策 17 行政による障がい者雇用等対策の強化	市役所における障がい者雇用の推進等
(6) 安全・安心な地域づくり	
施策 18 地域福祉活動の活性化	ボランティアの育成、見守り活動の推進
施策 19 防犯、防災のまちづくりの推進	地域防災対策の推進等

● 基本目標Ⅲ あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり

障がい者が、地域社会を形成するひとりの市民として日常生活を送るためには、生活のあり方を自ら選択、決定でき、その生活を持続していく必要があります。

💡 重点施策

「切れ目ない相談支援」

☑ 重点施策に関する成果指標

指 標	現状（令和元年度）	目標（令和8年度）
サービス等利用計画等作成率 ※1	79.9%	85%以上
利用しているサービスに不満を感じていない障がい者の割合 ※2	障がい者：43.4% 障がい児：42.7%	障がい者：50.0%以上 障がい児：50.0%以上

※1 障がい福祉サービス等の受給者のうちサービス等利用計画を作成している障がい者と障がい児通所支援の受給者のうち障がい児支援利用計画を作成している障がい児の合計の割合です。

※2 障がい児者を対象に実施するアンケート調査において、利用しているサービスに不満を感じていないと回答した人の割合で、令和元年度のアンケート調査結果からの向上をめざします。

☞ 施策と主な取り組み

施 策	主な取り組み
(7) 生活の質の維持・向上	
施策 20 相談支援体制の充実	相談支援体制の充実、福祉総合相談窓口の開設等
施策 21 日常生活への支援の充実	障がい福祉計画（訪問系）の推進、諸手当の支給等
施策 22 日中活動への支援の充実	障がい福祉計画（日中活動系）の推進
施策 23 居住の場への支援の充実	障がい福祉計画（居住系）の推進等
施策 24 権利擁護の推進	障がい者虐待の防止、成年後見制度の利用促進
施策 25 サービスの質の向上と人材確保の推進	福祉フェアの開催
(8) 健康の維持・増進	
施策 26 地域医療・医学的リハビリテーションの充実	医療費の助成
施策 27 心と体の健康づくりの推進	メンタルヘルス対策の推進等

● 基本目標

基本理念のもと、国の基本指針を踏まえつつ、次の5つの基本目標を定め、障がい福祉サービス等や障がい児通所支援等の一層の充実を図ります。

- ① 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障がいの種別によらないサービス等の提供
- ③ 個々の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑤ 障がい者の社会参加を支える取り組み

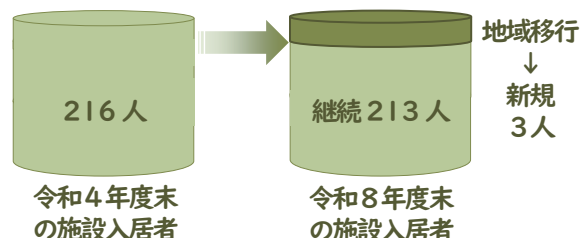
● 成果目標

国の基本指針に基づき、令和8年度を目標年度として、主に次の項目について目標値等を設定します。

① 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域移行には、重度の障がいや医療的ケアなどの特別な支援が必要な障がいに対応できるグループホームなどが必要となりますので、まずは安心して地域移行ができる環境整備に取り組むこととし、次のとおり目標値を設定します。

- ・令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数216人のうち「3人」が地域生活に移行するものとします。
- ・令和8年度末の施設入所者数は、令和4年度末の施設入所者「216人」を維持するものとします。

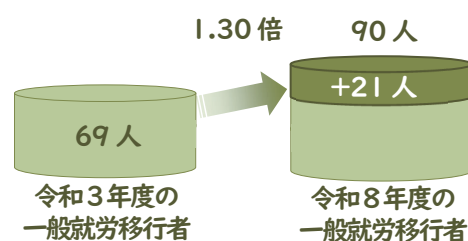


② 地域生活支援の充実

- ・地域生活支援拠点等の機能（既存の社会資源）を確保しつつ、充実に向け、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、毎年度、障がい者自立支援協議会において運用状況を検証、検討します。
- ・強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、障がい者自立支援協議会を通じて、支援体制の整備に取り組みます。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数は、令和3年度（69人）の1.30倍の「90人」を目標とします。
- ・令和8年度の就労移行支援事業利用者数に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を「全体の5割以上」とします。
- ・令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度（29人）の1.41倍の「41人」とします。
- ・令和8年度の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を「全体の2割5分以上」とします。



☑ 福祉施設から一般就労への移行者数の内訳

区 分	目標値	考 え 方
令和8年度の福祉施設からの一般就労移行者数	90人	令和3年度（69人）の1.30倍
うち就労移行支援事業利用者分	66人	令和3年度（50人）の1.32倍
うち就労継続支援A型事業利用者分	16人	令和3年度（12人）の1.33倍
うち就労継続支援B型事業利用者分	8人	令和3年度（6人）の1.33倍

④ 障がい児通所支援の提供体制の整備等

- ・令和8年度末まで、市内の既存の児童発達支援センター「2カ所」を確保するとともに、児童発達支援センターにおける支援体制を強化、拡充するなどし、地域における共生社会を推進する体制の構築を図ります。
- ・主に重症心身障がい児を支援する、既存の児童発達支援事業所「5カ所」と放課後等デイサービス事業所「4カ所」を確保します。
- ・医療的ケアを必要とする児童を支援するコーディネーターを配置します。

● 障がい福祉サービスの見込量

① 訪問系サービス

利用者のニーズに応じて、サービスの確保と事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数（人／月）	479	488	498
重度訪問介護	利用者数（人／月）	8	8	8
同行援護	利用者数（人／月）	48	48	48
行動援護	利用者数（人／月）	35	37	41

② 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、サービスの確保と事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数（人／月）	624	631	637
自立訓練（機能訓練）	利用者数（人／月）	5	5	5
自立訓練（生活訓練）	利用者数（人／月）	47	48	49
就労選択支援 ※令和7年度から開始	利用者数（人／月）	—	18	22
就労移行支援	利用者数（人／月）	108	110	112
就労継続支援（A型）	利用者数（人／月）	261	269	277
就労継続支援（B型）	利用者数（人／月）	1,050	1,123	1,201
就労定着支援	利用者数（人／月）	34	37	41
療養介護	利用者数（人／月）	40	40	40
短期入所 【福祉型】	利用者数（人／月）	134	136	139
（ショートステイ）【医療型】	利用者数（人／月）	8	8	8

③ 居住系サービス

利用者にとって、真に必要な施設入所支援のサービスの確保を図るとともに、地域における居住の場である共同生活援助（グループホーム）やひとり暮らしを支援する自立生活援助のサービスを確保することにより、施設入所や入院からの地域生活への移行や継続を支援します。

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数（人／月）	6	6	6
共同生活援助（グループホーム）	利用者数（人／月）	346	374	402
施設入所支援	利用者数（人／月）	216	216	216

④ 相談支援

基幹相談支援センターを通じ、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な助言や指導、情報の収集や提供等を行い、相談支援の質の向上に努めます。

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援	利用者数（人／月）	586	616	647
地域移行支援	利用者数（人／月）	1	1	1
地域定着支援	利用者数（人／月）	1	1	1

☞ 既存のサービス提供事業所に加え、必要に応じて、新規事業者の参入の促進を図るなどし、見込量の確保に努めます。

● 地域生活支援事業の見込量

障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、地域の特性やサービスの利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に実施するもので、①必須事業と市町村の判断により実施する②任意事業があり、主な事業の見込量は次のとおりです。

① 必須事業

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業		11	12	13
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣	1,000	1,050	1,100
	要約筆記者派遣	100	120	140
	設置手話通訳者	2	2	2
意思疎通支援者養成研修事業	手話奉仕員養成研修	26	28	30
	手話通訳者養成研修	5	6	7
	要約筆記者養成研修	5	6	7
日常生活用具給付等事業		7,780	7,780	7,780
移動支援事業		238	244	251
地域活動支援センター事業		500	500	500

② 任意事業

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	利用者数（人／年）	33	33	33
日中一時支援事業	利用者数（人／年）	278	278	278

● 障がい児通所支援等の見込量

① 障がい児通所支援等

利用者のニーズに応じて、サービスの確保と事業所への指導によるサービスの向上に努めます。また、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成や個別事例における専門的な助言、指導を行い、相談支援の質の向上に努めます。

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用児数（人／月）	961	1,037	1,120
放課後等デイサービス	利用児数（人／月）	1,304	1,408	1,521
保育所等訪問支援	利用児数（人／月）	48	52	56
居宅訪問型児童発達支援	利用児数（人／月）	3	3	3
障がい児相談支援	利用児数（人／月）	278	296	314
医療的ケア児支援コーディネーター	配置人数（人／年）	1	1	1

② 障がい児の子ども・子育て支援等

障がい児が、適切な支援等を受けられるよう、体制の整備に努めます。

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所・認定こども園	利用児数（人／月）	420	440	450
放課後児童健全育成事業	利用児数（人／月）	242	252	262

☞ 既存のサービス提供事業所に加え、サービスによっては今後も新規事業者の参入が見込まれることから、必要量は確保できる見込みです。

6 計画の推進に向けて

- 「第5次岡崎市障がい者基本計画」の推進にあたっては、必要に応じて、社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会において意見を聴取等するとともに、関係部局の連携や市民との協働に取り組みます。
- 「第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期岡崎市障がい児福祉計画」の推進にあたっては、今後も、障がい者自立支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障がいのある人の支援やその体制の整備を図ります。



発 行 者 岡崎市福祉部障がい福祉課
〒444-8601
岡崎市十王町二丁目9番地
TEL 0564-23-6163
FAX 0564-25-7650
E-mail shogai@city.okazaki.lg.jp